昭和五十八年度	○・二六九
昭和五十九年度	○・二四六
昭和六十年度	○・二一八
昭和六十一年度	○・一九四
昭和六十二年度	○・一八七
昭和六十三年度	○・一八六
平成元年度	○・一七七
平成二年度	○・一五一
平成三年度	○・一一六
平成四年度	○・○八一
平成五年度	○・○六四
平成六年度	○・○五〇
平成七年度	○・○四三
平成八年度	○・○四三
平成九年度	○・○四二
平成十年度	○・○二三
平成十一年度	○・○一七
平成十二年度	○・○一七
平成十三年度	○・○一七
平成十四年度	○・○一七
平成十五年度	○・○一七
平成十六年度	○・○一七
平成十七年度	○・○一七
平成十八年度	○・○一七
平成十九年度	○・○一四
平成二十年度	○・○一四

法務大臣　谷垣　禎一
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第六十二号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十一条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年九月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第六十五条の二第七号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改める。

附　則

この府令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）の施行の日（平成二十五年九月二十日）から施行する。

府令・省令

○内閣府・財務省令第二号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第八号及び第二十二条第二項の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年九月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令

沖縄振興開発金融公庫法施行規則（昭和四十七年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の六を第一条の七とし、第一条の三から第一条の五までを一条ずつ繰り下げる。

第一条の二中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加え、同条を第一条の三とする。

七　法第十九条第一項第八号に規定する株式又は持分（以下「株式等」という。）の取得に関する事項

イ　株式等を取得する相手方

ロ　株式等の取得の総額

ハ　株式等の種類等

ニ　株式等の処分方法

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、株式等の取得に関し必要な事項

第一条中「沖縄振興開発金融公庫法（以下「法」という。）」を「法」に、同条第一項第一号中「第一条の三」を「第一条の四」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（法第十九条第一項第八号の主務省令で定める中小規模の事業者）

第一条　沖縄振興開発金融公庫法（以下「法」という。）第十九条第一項第八号の主務省令で定める中小規模の事業者は、資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下又は常時使用する従業員の数が三百人以下の会社であつて、次に掲げる業種に属する事業を営むものとする。

一　農業
二　林業
三　漁業
四　不動産業（住宅及び住宅用の土地の賃貸業に限る。）

附　則

（施行期日）

1　この命令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）の施行の日（平成二十五年九月二十日）から施行する。

（沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令の一部改正）

2　沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令（平成二十年内閣府令第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第一条の二各号」を「第一条の三各号」に改める。